

墨田区手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年12月13日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第30号

を

「

ウ ア及びイ以外のもの
の 47,000円

」

ア 申請に併せて住宅
の品質確保の促進等
に関する法律（平成
11年法律第81号
第6条の2第5項の
確認書若しくは住宅
性能評価書又はこれ
らの写しが提出され
たもの 7,100
円

イ ア以外のもの 5
2,000円

」

に、

「

ア 申請に係る計画が、
区長が指定する者に
よる技術的審査を受
けたもの 10,0
00円

イ ア以外のもの 6
8,000円

」

を

「

ア 申請に併せて住宅
の品質確保の促進等
に関する法律第6条
の2第5項の確認書
若しくは住宅性能評
価書又はこれらの写
しが提出されたもの
10,000円

イ ア以外のもの 7
8,000円

」

に改め、同部61の項中

「

新築の場合 次のア、
イ又はウに掲げる区分
及び当該住宅が属する
一の建築物の床面積の
合計に応じた額

ア 申請に係る計画が、
区長が指定する者に
よる技術的審査を受
けたもの

(ア) 100平方メー
トル以内のもの
7,200円

(イ) 100平方メー
トルを超え、50
0平方メートル以
内のもの 13,
000円

(ウ) 500平方メー
トルを超え、1,
000平方メート
ル以内のもの 2
3,000円

(エ) 1,000平方
メートルを超え、
2,500平方メ
ートル以内のもの
32,000円

(オ) 2,500平方
メートルを超え、
5,000平方メ
ートル以内のもの
61,000円

(カ) 5,000平方
メートルを超え、
10,000平方
メートル以内のも
の 104,00
0円

イ 申請に併せて設計
住宅性能評価書が提
出されたもの

(ア) 100平方メー
トル以内のもの

16,000円

(イ) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 57,000円

(ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 92,000円

(エ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの 172,000円

(オ) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 295,000円

(カ) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 455,000円

ウ ア及びイ以外のもの

(ア) 100平方メートル以内のもの 47,000円

(イ) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 109,000円

(ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 175,000円

を
「

- (イ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの 345,000円
- (オ) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 617,000円
- (カ) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 1,062,000円

- 新築の場合 次のア又はイに掲げる区分及び当該住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じた額
- ア 申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しが提出されたもの
- (ア) 100平方メートル以内のもの 7,100円
- (イ) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 13,000円
- (ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル

ル以内のもの 2
2,000円

(イ) 1,000平方
メートルを超え、
2,500平方メ
ートル以内のもの
32,000円

(オ) 2,500平方
メートルを超え、
5,000平方メ
ートル以内のもの
57,000円

(カ) 5,000平方
メートルを超え、
10,000平方
メートル以内のも
の 94,000
円

イ ア以外のもの

(ア) 100平方メー
トル以内のもの
52,000円

(イ) 100平方メー
トルを超え、50
0平方メートル以
内のもの 122
000円

(ウ) 500平方メー
トルを超え、1,
000平方メート
ル以内のもの 1
96,000円

(イ) 1,000平方
メートルを超え、
2,500平方メ
ートル以内のもの
386,000
円

(オ) 2,500平方
メートルを超え、
5,000平方メ
ートル以内のもの
691,000
円

(カ) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 1,188,000円

に、

「

ア 申請に係る計画が、区長が指定する者による技術的審査を受けたもの

(ア) 100平方メートル以内のもの 10,000円

(イ) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 19,000円

(ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 33,000円

(エ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの 47,000円

(オ) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 88,000円

(カ) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 151,000円

イ ア以外のもの

(ア) 100平方メー

を
「

トル以内のもの
68,000円

(イ) 100平方メー
トルを超え、50
0平方メートル以
内のもの 160
000円

(ウ) 500平方メー
トルを超え、1,
000平方メート
ル以内のもの 2
55,000円

(エ) 1,000平方
メートルを超え、
2,500平方メ
ートル以内のもの
504,000
円

(オ) 2,500平方
メートルを超え、
5,000平方メ
ートル以内のもの
903,000
円

(カ) 5,000平方
メートルを超え、
10,000平方
メートル以内のも
の 1,552,
000円

ア 申請に併せて住宅
の品質確保の促進等
に関する法律第6条
の2第5項の確認書
若しくは住宅性能評
価書又はこれらの写
しが提出されたもの
(ア) 100平方メー
トル以内のもの
10,000円
(イ) 100平方メー

トルを超え、500平方メートル以内のもの 19,000円

(ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 33,000円

(エ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの 47,000円

(オ) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 85,000円

(カ) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 140,000円

イ ア以外のもの

(ア) 100平方メートル以内のもの 78,000円

(イ) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 183,000円

(ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 293,000円

(エ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの 579,000円

		円	
		(オ) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1,037,000円
		(カ) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1,782,000円

に改め、同部62の項中

「

		ア 申請に係る計画が、区長が指定する者による技術的審査を受けたもの	7,200円
		イ 申請に併せて設計住宅性能評価書が提出されたもの	16000円
		ウ ア及びイ以外のもの	47,000円

を

「

		ア 申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しが提出されたもの	7,100円
		イ ア以外のもの	52,000円

に、

			ア 申請に係る計画が、 区長が指定する者による技術的審査を受けたもの 10,000円 イ ア以外のもの 68,000円	
--	--	--	---	--

を

			ア 申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しが提出されたもの 10,000円 イ ア以外のもの 78,000円	
--	--	--	--	--

に改め、同部63の項中「からウまで」を「若しくはイ」に改め、「を当該建築物における変更認定申請戸数で除して得た額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を削り、同部64の項中「2,100円」を「2,300円」に改め、同項の次に次のように加える。

64 の2	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第3項の規定に基づく管理者等が選任された場合における認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	管理者等が選任された場合における認定長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	1件につき 2,300円	変更認定申請のとき。
----------	---	--	--------------	------------

別表 3 建築・都市計画・土木関係の部65の項中「2,100円」を「2,300円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優

良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和３年法律第４８号）
附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる長期優良住宅建築
等計画の変更の認定の申請については、この条例による改正前の別表 ３ 建築・都
市計画・土木関係の部 ６ ２の項及び ６ ３の項の規定は、なおその効力を有する。こ
の場合において、同部 ６ ３の項中「からウまで」とあるのは、「若しくはイ」と読
み替えるものとする。